

令和3年度事業報告

1 法人の概要

〔主たる事務所の所在地〕 八戸市根城八丁目8番39号
〔名称及び代表者〕 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団 理事長 高島 司
〔法人認可年月日〕 平成10年2月17日
〔法人登記年月日〕 平成10年2月23日

2 実施事業の種類

① 第一種社会福祉事業

ア 障害児入所施設 うみねこ学園
イ 障害者支援施設 いちい寮
ウ 養護老人ホーム 長生園
エ 児童養護施設 浩々学園
オ 母子生活支援施設 小菊荘

② 第二種社会福祉事業

ア 老人居宅介護等事業（在宅サービス課）
イ 障害福祉サービス事業（在宅サービス課、うみねこ学園、いちい寮）
ウ 老人デイサービス事業（長生園）
エ 特定相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
オ 障害児相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
カ 障害児通所支援事業（うみねこ塾）

③ 公益事業

ア 訪問入浴介護事業（在宅サービス課）
イ 居宅介護支援事業（在宅サービス課、長生園）
ウ 訪問入浴サービス事業（在宅サービス課）
エ 日中一時支援事業（いちい寮）

3 役員の状況（令和4年3月31日現在）

(1) 定款上の定数

① 理事 6名
② 監事 2名

(2) 役員名簿

役 職	氏 名	職
理 事 長	高 島 司	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団理事長
専 務 理 事	柴 田 義 弘	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団専務理事
理 事	岩 淵 惣 二	社会福祉法人同伸会理事長
理 事	田 口 豊 實	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会会長
理 事	早 川 あゆみ	八戸学院大学短期大学部介護福祉学科准教授
理 事	寺 下 信 雄	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団在宅サービス課課長
監 事	舘 康 寿	社会福祉法人愛育福祉会事務局長
監 事	伊 藤 和 雄	総務省行政相談委員

4 理事会の開催状況

(1) 第109回理事会（令和3年4月13日 決議があったものとみなされた日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	浩々学園分園等改修工事に係る請負業者の選定等について

(2) 第110回理事会（令和3年6月3日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	令和3年度第1次補正予算について
第 2 号議案	令和2年度事業報告について
第 3 号議案	令和2年度決算について
第 4 号議案	新役員候補者の選定について
第 5 号議案	定時評議員会の開催について

(3) 第111回理事会（令和3年6月23日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	理事長の選定について
第 2 号議案	専務理事の選定について
第 3 号議案	評議員選任・解任委員会委員の選任について
第 4 号議案	評議員候補者の推薦について

(4) 第112回理事会（令和3年11月17日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	令和3年度第2次補正予算について
第 2 号議案	定款の一部改正について
第 3 号議案	児童養護施設浩々学園運営規程の一部改正について
第 4 号議案	就業規則の一部改正について
第 5 号議案	準職員及び臨時職員就業規程の一部改正について
第 6 号議案	登録ヘルパー就業規程の一部改正について
第 7 号議案	第72回評議員会の開催について

(5) 第113回理事会（令和4年1月19日 決議があったものとみなされた日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	令和3年度第3次補正予算について
第 2 号議案	臨時的処遇改善手当支給規程の制定について

(6) 第114回理事会（令和4年3月16日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	令和3年度第4次補正予算について
第 2 号議案	役員等の報酬等並びに費用に関する規程細則の一部改正について
第 3 号議案	組織規程の一部改正について
第 4 号議案	就業規則の一部改正について
第 5 号議案	給与規程の一部改正について
第 6 号議案	準職員及び臨時職員就業規程の一部改正について
第 7 号議案	登録ヘルパー就業規程の一部改正について
第 8 号議案	育児・介護休業等に関する規程の全部改正について
第 9 号議案	押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する規程の制定について
第10号議案	令和4年度事業計画について
第11号議案	令和4年度当初予算について

第 1 2 号議案	施設長の任命について
第 1 3 号議案	理事候補者の選定について
第 1 4 号議案	第 73 回評議員会の開催について
第 1 5 号議案	評議員選任・解任委員会委員の選任について

5 評議員の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

(1) 定款上の定数 8 名

(2) 評議員名簿

氏 名	職
間 山 路 代	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会事務局長
古 戸 良 一	八戸市老人クラブ連合会会長
田 村 正次郎	うみねこ学園・いちい寮親の会理事
赤 石 和 枝	元八戸市立根城小学校校長
新井山 雅 行	根城地区社会福祉協議会顧問
下 舘 敏	前是川地区社会福祉協議会会長
榊 敏 男	鮫地区社会福祉協議会会長
鬼 柳 裕	元社会福祉法人八戸市社会福祉事業団専務理事

6 評議員会の開催状況

(1) 定時（第 71 回）評議員会（令和 3 年 6 月 23 日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	令和 2 年度決算の承認について
第 2 号議案	新役員の選任について

(2) 第 72 回評議員会（令和 3 年 11 月 17 日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	定款の一部改正について

(3) 第 73 回評議員会（令和 4 年 3 月 16 日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	理事の選任について

7 監事の監査状況

監査年月日	監事氏名	監査における指示指摘事項
令和 3 年 5 月 26 日	舘 康 寿 伊 藤 和 雄	特になし

8 職員配置（令和4年3月31日現在）

施設 職種	管理課	在宅 サービス課	うみねこ 学園	うみねこ 塾	いちい寮	長生園 デイサービス ケアプラン	浩々学園	小菊荘	合計
事務局長	専務理事 兼務								
課長	専務理事 兼務	[1]							[1]
園長・塾長 寮長・所長			1	[1]	1	[1]	[1]	[1]	2 [4]
事務員	3 [1]				<1>				3 [1] <1>
児童指導員 (事務員兼務含む) (夜間専門員/学習 指導員含む)			4 <4>	3			8 [3] <3>	3 <5>	18 [3] <12>
児童指導員補助			<5>	<2>			1		1 <7>
保育士 (事務員兼務含む)			8 <4>				2		10 <4>
生活支援員 (事務員兼務含む)					27 <14>				27 <14>
支援員						4 <4>			4 <4>
介護員						1 <4>			1 <4>
生活相談員 (事務員兼務含む)						2			2
生活相談員兼支援員						1			1
生活相談員兼介護員						3			3
心理指導員			[1]						[1]
栄養士			1		1	1	1		4
看護師			1		1	3 <2>			5 <2>
介護支援専門員		4				1			5
訪問介護員 (事務員兼務含む)		7 <15>							7 <15>
用務員 給食調理員等					<4>		<5>	<2>	<11>
合計	3 [1]	11 [1] <15>	15 [1] <13>	3 [1] < 2>	30 <19>	16 [1] <10>	12 [4] < 8>	3 [1] < 7>	93 [10] <74>

※ [] 内の数字は嘱託職員の人数

※ < > 内の数字は準職員及び臨時職員の人数

事務局管理課

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
職場構想に沿った自己評価項目へ改訂し、サービスの質の向上を図るための具体的な取組につなげる。	法人理念、職場構想、職場目標、そして個人目標を連鎖させ自己評価を行うことにより、自己評価の結果から得られた課題の取組を、より質の高いサービスの提供につなげるため、施設（課）において、職場構想を踏まえた自己評価項目に改訂し、その内容を職員間で共有した。
OJT チェックシートを活用し、新採用職員及び初級職員の育成強化を図る。	全施設（課）において、新採用職員及び初級職員を対象に個別の育成計画を策定した。 育成にあたっては、OJT チェックシートを用いて定型業務の習得状況を職員自身が点検するとともに、指導担当職員が、面談において助言・指導を定期的に行い、一人ひとりに合わせた丁寧な育成に取り組んだ。
キャリアパス制度に基づき策定した階層別育成計画を着実に実行するとともに、キャリアを反映させた処遇改善に取り組み、職員の資質向上及び定着率向上を図る。	階層別育成計画を策定したことにより、各階層（キャリア）に求められるスキルが明確になった。この育成計画に沿って、外部研修及びオンライン研修に参加させるとともに、研修内容を所属職員に向けて報告する内部研修を行う等、職員の資質向上に取り組んだ。 また、キャリアを反映させた処遇改善については、新たに制定したキャリアパス規程に基づき、キャリアに応じた昇給による処遇改善を実施した。 さらに、国の補正予算に対応した臨時的処遇改善については、働く意欲の向上を図るため、直接処遇以外の職員を含めた全職員を対象に実施した。
ホームページ及び会報等を活用し、青森県介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の認証法人としての認知度を高めるとともに、福祉系大学等との連携を深め、人材確保を図る。	求人情報等に認証法人であることを明示するとともに、全国の大学・短期大学等の就職窓口へ直接求人情報を配信するシステムを活用し、求人を行ったことにより、正職員については、希望人数を確保することが出来た。 また、事業団ホームページ及び青森県社会福祉法人検索サイト等の法人情報について、随時、内容を更新し、最新情報の発信に努めた。

1 業務内容

(1) 本部運営に関する業務

- ① 事業計画の策定及び予算・決算に関すること
- ② 理事会、監査会及び評議員会の開催及び定款、規程等の制定改廃に関すること

(2) 事務局管理課業務

- ① 施設長会議の開催及び運営に関すること
- ② 職員の研修及び福利厚生に関すること
- ③ 自己評価に関すること
- ④ その他事業団の庶務（職員の人事・給与等に関する事務及び関係機関・団体・施設間との連絡調整）に関すること

2 施設（課）長等連絡会議

理事長・専務理事及び各施設（課）長との連絡会議を毎月開催し、法人全体に係わる事項や

各施設（課）の日常的な利用者の状況及び運営上の課題等を出し合い、情報共有を図った。

内 容	開 催 月 日
定例会議（12回）	4/22, 5/25, 6/25, 7/14, 8/25, 9/22, 10/27, 11/25, 12/16, 1/25, 2/25, 3/25
補正予算及び当初予算における臨時的処遇改善手当に係る会議	12/21

3 自己評価

各施設（課）が自らの実態を把握し、改善すべき課題を明確にすることにより、サービス及び施設運営の質の更なる向上を図ることを目的として、全施設（課）において自己評価を実施した。自己評価結果から得られた課題に対する改善策については、令和4年度の事業計画に反映させた。

また、令和2年度の自己評価結果から得られた課題について、令和3年度の実践研修として取り組み、その経過を法人全体で共有するため、実践研修報告会を行った。

4 スキルアップ支援事業

職員の資格取得及び自己啓発活動を支援するため、福祉・介護に関する資格取得に係る費用を助成するスキルアップ支援事業を実施した。

令和3年度実績
介護福祉士 2名

在宅サービス課〔居宅介護等事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年 4月1日 指定訪問介護等事業
 平成19年 4月1日 指定介護予防訪問介護事業
 平成28年10月1日 八戸市介護予防・日常生活支援総合事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
新たに導入するクラウドサービスを活用した業務を円滑に実施し、情報共有と事務業務の効率化を図り、サービスの質の向上に努める。	新たにクラウドサービスを導入し、6月から本格運用を開始したことに伴い、サービス提供責任者同士の情報共有が図られ、事務業務を効率化できた。 また、サービス提供責任者が、ヘルパーの援助をリアルタイムで把握し、適宜、指示やアドバイスを行うことができた。
令和3年4月の介護保険、障害福祉サービスの制度改正に対応し、変更となるサービス内容を共有すると共に、利用者へわかりやすく説明する。	制度の改正内容について職員間で共有するとともに、利用者向けに資料を作成し、分かりやすく、かつ丁寧な説明に努めた。

居宅介護支援事業所へ、新規利用者の受け入れ可能な曜日や時間帯等の情報を提供し、利用者の増を目指す。	毎月、ホームページに空き情報を掲載するとともに、各居宅介護支援事業所へファックス等で空き情報を伝えるなどの情報発信に努め、利用者増が図られたが、12月以降、職員の退職、長期休暇等により、利用者を減らさざるをえなくなり、空き情報の発信を休止した。
---	--

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、外出介助等

(2) 生活援助

調理、衣類の洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、自立生活支援の見守りの援助、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 生活等に関する相談、助言等

(4) その他

市町村、ケアマネージャー、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供に努めた。

3 安全管理

(1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

(2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

4 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 利用者負担の軽減

低所得者等に対する訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）に係る利用者負担額の軽減を実施した。

対 象 者	延べ12名
軽 減 額	7,408円

7 実習生の受け入れ

実習生所属先	実 習 内 容	期 間	人数
八戸学院大学短期大学部	訪問介護	8 月 30 日～ 8 月 31 日	2
		9 月 2 日～ 9 月 3 日	2
		11 月 3 日～11 月 4 日	1
合 計			5

8 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
17	1	3	2	10	1
合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
17	1	3	2	10	1

9 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 訪問時間
訪問介護	53	53	57	55	56	56	57	57	53	52	47	45	641	7,373.5
介護予防・ 日常生活支 援総合事業	16	16	14	13	12	14	13	15	15	16	16	16	176	1,089.5

在宅サービス課〔訪問入浴介護事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年 4月1日 指定訪問入浴介護事業
 平成18年10月1日 八戸市地域生活支援事業(訪問入浴サービス事業)
 平成19年 4月1日 介護予防訪問入浴介護事業

1 事業運営の基本方針

要介護認定を受けた要介護者、介護予防要支援者に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持及び家族の介護負担軽減を図る。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
入浴援助方法の標準化を行い、業務効率化や事故防止に努める。	作業工程ごとの手順書を作成し、役割を明確にすることで無駄な動きが無くなり、業務を効率化できた。 また、浴槽用品や備品の交換及び取り扱いを正確に行うことで、浴槽やホースの接続部分からの水漏れ等の軽微なミスを防止することができた。
クラウドサービスの導入に伴うデータ移行作業を確実にを行い、ICT 機器を活用した業務を円滑に実施する。	利用者の基本情報の移行作業が完了した後、利用者ごとの経過記録や予定実績等の入力作業を実施し、職員間で共有できた。
令和3年4月の介護保険制度改正に適切に対応し、変更となるサービス内容を共有すると共に、利用者へわかりやすく説明する。	制度の改正内容について職員間で共有するとともに、利用者向けに資料を作成し、分かりやすく、かつ丁寧な説明に努めた。
居宅介護支援事業所へ、新規利用者の受け入れ可能な曜日や時間帯等の情報を提供し、利用者の増を目指す。	ホームページに空き情報を掲載するとともに、各居宅介護支援事業所へファックス等で空き情報を伝えるなどの情報発信に努め、利用者増に努めた。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行った。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により清拭又は部分浴を行った。

3 安全管理

(1) 入浴車輛の日常点検及び定期点検により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努めた。

(2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行った。

(3) インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

(4) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

4 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0 件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
10	[1]	1	[2]	5	[1]

※ [] は兼務

7 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 利用回数
訪問入浴	21	21	22	22	22	19	23	24	21	21	19	18	253	1,265

※コロナ感染対策による休業期間：2月21日午後、3月18日～22日

在宅サービス課〔居宅介護支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年4月1日 指定居宅介護支援事業

1 事業運営の基本方針

(1) 介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう介護支援専門員が心身の状況、生活環境、本人や家族の希望に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防

サービス支援計画を作成し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者及び関係機関との連絡調整を行う。

- (2) 市町村、サービス事業者及び関係機関と連携を図るとともに、提供されるサービスが特定の事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に配慮する。
- (3) 介護認定調査は、心身の状況や生活環境等の把握に努め、全国一律の基準を用い実施する。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
高齢者支援センター、関係機関及び地域団体と連携を深め、フォーマルサービス及びインフォーマルサービスに関する情報交換や地域のニーズの把握に努める。	高齢者支援センター主催の地域ケア会議（オンライン）に出席し、多職種と各地域におけるニーズ、問題点等を検討し、連携を図る事ができた。 また、地域にあるインフォーマルサービスについて、情報収集ができた。
令和3年4月の介護保険の制度改正に対応し、改正内容を共有すると共に、利用者へわかりやすく説明する。	制度の改正内容について職員間で共有するとともに、利用者向けに資料を作成し、分かりやすく、かつ丁寧な説明に努めた。
クラウドサービスの導入に伴うデータ移行作業を確実にを行い、ICT 機器を活用した業務を円滑に実施する。	クラウドサービスへのデータ移行を計画通りに行い、各々が活用方法を迅速に習得し、ケアプラン作成や給付管理等の業務を円滑に実施できた。 また、夜間・休日に利用者、家族及び事業者等からの問い合わせがあった場合は、タブレットで利用者の情報を確認し、的確に対応することができた。

2 業務内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 介護予防サービス支援計画の作成
- (3) 他事業者及び関係機関との連絡調整
- (4) 要介護認定調査
- (5) 要介護認定の申請手続き及び更新認定の申請手続き
- (6) サービスの利用相談及び情報提供

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。
- (2) 利用者間の感染症の媒体とならないよう、衛生管理に努めた。
- (3) 個人情報については、法令に基づき、利用者や家族に対して利用目的を明確にした上で同意を得、使用に当たっては細心の注意を払い必要最低限の範囲で使用した。

4 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

受け付けた苦情は、担当ケアマネジャーが事実関係を調査の上、管理者、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び利用者やその家族と解決策を協議し、解決に努めた。

また、苦情受付後の対応について利用者や家族へ報告するとともに、ケアマネ会議で周知を図った。

令和3年度苦情受付数 1件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にして

サービスの向上に努めた。

また、ケアマネジャーが、毎月利用者を訪問してモニタリングを実施し、サービスの評価を行い、質の向上を図った。

6 実習生の受け入れ

実 習 内 容	期 間	人数
青森県介護支援専門員実務研修	1 月 28 日	1
	2 月 7 日	
	2 月 8 日	

7 業務体制

合 計	管理者兼 介護支援専門員	介護支援専門員
4	1	3

8 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

月 事業	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	人数 合計
介護保険	83	80	83	82	84	85	83	85	89	87	84	83	1,008
予防マネジメント	16	18	16	18	17	18	19	19	20	21	21	21	224
認定調査	11	11	9	9	12	7	6	9	7	5	4	2	92

在宅サービス課〔障害福祉サービス事業〕

〔事業開始年月日〕 平成 15 年 4 月 1 日 障害福祉サービス事業
平成 24 年 4 月 1 日 障害福祉サービス事業（同行援護）

1 事業運営の基本方針

八戸市より支給決定を受けた障害者と難病患者等に対し、障害者総合支援法の趣旨に従い、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図る。

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、通院介助等

(2) 家事援助

調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 同行援護

移動時、外出先での視覚的情報の支援、排泄介助、食事介助等

(4) 生活等に関する相談、助言等

(5) その他

市町村、相談支援専門員、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。
- (2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

4 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
[17]	[1]	[3]	[2]	[10]	[1]

※[]は兼務

7 利用者の状況<令和3年3月31日現在>

月 事業	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	人数 合計	年間 訪問時間
居宅介護	15	15	16	16	16	17	17	17	17	18	19	15	198	2,442
同行援護	8	7	7	8	8	8	8	9	8	6	6	6	89	925

在宅サービス課〔訪問入浴サービス事業〕（八戸市地域生活支援事業）

〔事業開始年月日〕 平成12年 4月1日 八戸市訪問入浴サービス事業
平成18年10月1日 八戸市地域生活支援事業
平成19年 4月1日 訪問入浴サービス事業

1 事業運営の基本方針

八戸市地域生活支援事業として、歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある障害者（児）に対し、訪問入浴サービスを提供する。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行った。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により清拭又は部分浴を行った。

3 安全管理

- (1) 入浴車輛の日常点検及び定期点検により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努めた。
- (2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行った。
- (3) インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。
- (4) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

4 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
[10]	[1]	[1]	[2]	[5]	[1]

※[]は兼務

7 利用者の状況<令和4年3月31日現在>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 利用回数
人数	6	6	6	6	5	4	4	4	4	4	4	4	57	503

※コロナ感染対策による休業期間：2月21日午後、3月18日～22日

う み ね こ 学 園

〔施設の種類〕 障害児入所施設

〔定 員〕 40人

〔所在地〕 八戸市大字鮫町字小舟渡平9番地50

〔建設年月日〕 昭和41年3月31日

令和2年3月31日（移転改築）

〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

〔施設の概要〕 敷地 8013.47 m² 木造平屋建 延床面積 1715.30 m²

1 事業運営の基本方針

- (1) 保護者及び利用者の意向、利用者の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して支援を提供するとともに、利用者の成長について継続的な評価を実施することにより、適切かつ効果的な支援を提供する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援の提供に努める。

- (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、職員研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

【3年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
小規模グループケアを生かし、掃除・洗濯・炊事等を通じて日常生活能力を身に付けさせるために、まず今年度は、ユニットのキッチンで調理体験を行い、自立へ向けて炊事の経験をさせる。	月ごとに段階を踏んで調理体験を行い、調理の技術や知識を学んだ。自炊の楽しさ・難しさを経験するなかで、児童同士がアドバイスをするなど、作業における良い面が見られた。経験を積むことで、調理レベルも上がり、児童の自信につながった。
リモート会議の環境を整え、研修などの機会を確保することにより、職員の資質の向上に努める。	オンライン環境を活用したリモート研修に職員を参加させ、個人のスキルアップを図った。新しい知識やスキルを取り入れることで、職務に対する理解を深め、習熟することが出来た。
鯨地区の地域行事へ参加し、開かれた施設として、鯨町住民との交流に努める。また、鯨小中学校の知的障害学級、自閉症・情緒障害学級と情報交換を深めることにより、共生社会を目指した施設づくりを推進する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、鯨地区の地域行事全てが中止となり、住民との交流が十分に出来なかった。地域交流は出来なかったが、鯨地区各団体や鯨小学校・鯨中学校等に対し、「学園だより」を通じて学園の状況を理解してもらえよう努めた。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 小規模グループケアを実施することで、意見や人格を尊重し、年齢や成長に合わせて、日常生活に必要な基本的生活習慣を身に付けられるよう支援した。
- ② 心理指導担当職員を配置し、必要に応じて心理検査及び面接を行い、情緒安定を図った。
- ③ 一人ひとりの特性、能力等に応じた学習指導を行うとともに、県立八戸第二養護学校及び県立八戸高等支援学校との連絡会議等を通じ、連携を図ることにより、両学校の教育目標と整合性のある支援を行った。
- ④ 園内外の作業活動や職場実習等を通じ、社会生活に必要な知識や技術の習得を支援するとともに、一人ひとりの特性、能力等に応じ地域において自立した生活を営むことが出来るよう職業指導及び情報提供を行った。
- ⑤ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、一人ひとりに合わせた支援目標を設定し、随時支援経過の評価を行うとともに、施設での支援の成果を家族に確認してもらうため、定期的に家庭実習を実施した。
- ⑥ 高校3年生が、将来、安心安全な職業生活が送れるよう、自立生活訓練室での生活体験において、助言・指導を行った。
- ⑦ 退所後に、引き続き安定した生活を送ることができるよう、相談窓口を設置するとともに、職場及び家庭訪問や電話連絡等を通じ、退所後の生活について助言、指導するなど適切なアフターケアを行った。

(2) 給食管理

- ① 小規模グループケアのユニットごとに少人数で家庭的な雰囲気を楽しみながら食事をする
ことによって、情緒の安定を図るとともに、安心できる食事環境を提供した。
- ② IH（電磁誘導加熱）調理器を導入し、より安全な環境で給食を提供するとともに、厨房
内の温度管理の適正化を図ることにより、衛生管理の向上に努めた。
- ③ バランスのとれた栄養を確立するとともに、外部委託業者との連携を密にし、嗜好、残食
等の状況を把握し、献立内容の充実を図った。
- ④ 行事、季節に応じた献立の作成を工夫するなど、適温で魅力ある食事の提供に努めた。
- ⑤ 児童参加型の給食会議を毎月開催し、一人ひとりの嗜好の把握と意見の反映に努めた。

3 健康管理

- (1) 児童の健康状態を観察し、健康診断や諸検査を定期的実施したほか、嘱託医、学校、保護
者等と連携をとりながら、感染症等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努めた。
- (2) 疾病等があった場合、速やかな治療に対応するため、地域の医療機関との連携に努めた。ま
た、協力医療機関として、地域の内科医院及び歯科医院に協力を依頼した。
- (3) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、児童に対する保健指導と衛生的な環境の維持に
努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を
設置するとともに、第三者委員を選任するなど、入所児童及び家族等からの苦情に迅速かつ
適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、入所児童及び家族等に周知を図った。

第三者委員に対しては、前年度に引き続き、報告会（現況報告、情報交換等）を実施した。

令和3年度苦情受付数 0 件

(2) 虐待防止

「うみねこ学園虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者
を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、虐待防止のための体制を整備した。

また、入所児童の心身の安全と人権の保護に努めるとともに、権利擁護に対する意識を高
めるため、職員研修を実施した。

令和3年度虐待受付数 1 件

○第三者委員

平 間 恵 美 （八戸市社会教育委員会）

松 井 敬 子 （八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長）

石 藤 奈保子 （八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員）

5 施設サービス評価

- (1) 個人として尊重し、常に児童本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価すること
により、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。
- (2) 青森県東青地域県民局による社会福祉施設に係る指導監査（書面監査）を受け、運営管理項
目において「雇入時健康診断について採用から3ヵ月以上前の健康診断結果に基づき省略して
いる。」という指摘を受けた。12月に担当職員を対象に開催された勉強会において、雇用手順に
ついて法人全体で確認したことから、その旨の是正改善報告書を提出した。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもと、施設独自の防災訓練を実施した。地区消防団へは、万が一火災が発生した時の協力を依頼した。
- (2) 避難訓練の際は、地域住民に対し、火災ベルが聞こえないよう配慮するとともに、訓練への協力を仰いだ。
- (3) 警察署等の指導のもと不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努めた。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、ボランティアの受入れを中止した。

(2) 実習生の受入れ

実習生所属先	実 習 内 容	期 間	人数
八戸市立高等看護学院	看護師	4月20日～10月15日	延 27
弘前大学	介護体験	10月25日～10月29日	1
岩手県立大学	ソーシャルワーク	8月25日～2月18日	1
青森明の星短期大学	保育士	8月30日～9月9日	1
八戸学院大学	見学	11月17日	20
八戸看護専門学校	見学	1月20日	45
八戸学院大学短期大学部	保育士	1月24日～4月6日	延 8
合 計			延 103

(3) 地域との交流・連携等

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、地域交流を実施しなかった。また、参加を予定していた地域行事も中止された。

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金 額	受領年月日
匿名	現金	1,000,000 円	令和3年 6月17日
八戸東ロータリークラブ	屋外テント3台	—	令和3年 8月31日
匿名	現金	50,000 円	令和3年11月19日
村井 格	現金	10,000 円	令和3年12月24日
(株)かさい	現金	10,000 円	令和4年 1月11日
エプソンアトミックス労働組合	ロボット掃除機	—	令和4年 1月28日
(株)かさい	現金	10,000 円	令和4年 2月10日
(株)かさい	現金	10,000 円	令和4年 3月10日

9 業務体制（定員40人）

○人員に関する配置基準（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条）

基準合計	施設長	児童発達支援 管理責任者	保育士 児童指導員	栄養士	嘱託医	職業指導員	心理指導担当職員
22	1	1	16	1	1	1	1

※職業指導員及び心理指導担当職員については、職業指導及び心理指導を行う場合に配置

○職員配置

配置合計	施設長	児童発達支援 管理責任者	保育士 児童指導員	職業指導員	心理指導員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	児童指導員補助
31	1	1	17	1	1	1	1	1	2	5

10 入所者の状況（令和4年3月31日現在）

区分	小学部		中学部		高等部		入所者合計	
男 子	3	(1)	5	(1)	15	(2)	23	(4)
女 子	1	(1)	1	(0)	6	(1)	8	(2)
合計	4	(2)	6	(1)	21	(3)	31	(6)

※（ ）は措置入所の数、卒園児童10人

うみねこ学園〔短期入所事業〕

〔定 員〕 2人
〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において養育を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間（原則月7日間）の入所を必要とする障害児等に対し、入浴、排泄、食事といった日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
入浴、食事、排泄その他個々の利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを行った。
- (2) 給食管理
利用者の栄養管理、健康状態及び嗜好を考慮した食事提供に努めた。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言に努めた。

3 健康管理

うみねこ学園に準じて健康管理を行った。

4 苦情への対応及び虐待防止

- (1) 苦情への対応
うみねこ学園同様に、「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

うみねこ学園同様に、「うみねこ学園虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和3年度虐待受付数 0件

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価し、改善すべき課題を明確にして、サービスの質の向上を図った。

6 業務体制

障害児入所施設うみねこ学園の業務体制でサービスを提供した。

7 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

利用契約者数 43人（男子31人 女子12人）

令和3年度新規契約者数 7人（男子6人 女子1人）

8 利用状況（令和4年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	1	2	4	4	4	2	1	6	5	5	4	3	41
延利用日数	3	16	18	22	15	6	14	27	21	12	8	8	170

うみねこ学園〔指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成26年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

4 業務体制

○人員に関する配置基準

指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業の人員及び運営に関する基準第3条及び第4条

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	相談支援専門員
[2]	[1]	[1]

※ [] は兼務

6 計画・相談等の状況（令和4年3月31日現在）

事業の種類	計画・相談	モニタリング	件数合計
障害児相談支援	0	0	0
特定相談支援（障害者）	7	122	129

う み ね こ 塾

〔施設の種類〕	放課後等デイサービス
〔定員〕	10人
〔所在地〕	八戸市大字松館字水野平20番地5
〔建設年月日〕	昭和41年3月31日
〔事業開始年月日〕	令和2年4月1日
〔施設の概要〕	敷地 23238.42 m ² 鉄筋コンクリート平屋建 延床面積 427.08 m ² 付属建物 物置ほか 189.64 m ²

1 事業運営の基本方針

障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
利用者の増加、安定した運営を目指し活動内容や行事の掲載等のホームページの活用を通して、当事業所の活動内容の周知を図る。	毎月ホームページを更新し、活動の様子、行事予定、利用空き情報等を発信した。 また、うみねこ通信を年4回発行し、保護者及び関係機関等へ配付した。結果、体験見学から契約に

また、利用希望者に対して見学・活動体験を実施し、不安や抵抗なく当事業所への利用につながるよう努める。	結び付くなど、利用者の増加につながった。
個別支援計画に基づいた家庭・教育・福祉の連携・情報共有を図り、計画に沿った支援と保護者への相談支援を実施すると共に、利用者・保護者のニーズに則した支援がなされているか支援会議等での評価及び改善を行う。	毎月支援会議を実施し、児童1人に対し年2回、支援計画・内容の見直しと全職員による共有を行った。 また、小学1年生については、前期は2か月ごとに評価し、計画の見直しを図った。 保護者への相談支援については、年2回の定例開催のほか、保護者の要望により、別途1回開催した。 さらに、特に関係機関と連携が必要な児童について、調整会議に4回参加したことにより、保護者及び関係機関等と情報を共有することができた。
想定される事故や災害に対して迅速に対応できるよう、利用者の実情や避難訓練の反省を踏まえながら、各種マニュアルの見直しや策定を行う。	「危機管理マニュアル」及び「虐待防止要綱」を作成し、事故や災害等に備えた。

2 利用者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 一人ひとりの人格を尊重し、個性や成長に合わせて、日常生活に必要な生活スキルを身に付けられるよう支援した。
- ② 一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導・生活指導を行うとともに、関係機関との支援会議・情報交換等の連携を図ることにより、教育目標や支援方針と整合性のある支援を行った。
- ③ 作業活動や運動訓練を通じ、社会生活・作業に必要な体力や技術の習得を支援した。
- ④ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、一人ひとりに合わせた支援計画を設定し、随時支援経過の評価を行うとともに、事業所での支援の成果を家族、相談支援事業所と共有した。
- ⑤ 県立八戸高等支援学校に在籍する利用者に対し、来所への利便性を考慮し、迎車サービスを実施した。

(2) 給食管理

- ① 外部業者との連携を密にし、春・夏・冬休み等の期間中は、利用者に対し安心、安全な食事を提供した。
- ② 調理実習の際には、衛生管理に留意して行い、食中毒の予防に努めた。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、協力医療機関、学校、保護者等との連携を取りながら、感染症等の予防、疾病の早期発見に努めた。
- (2) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

「施設利用者等の苦情制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、利用者及び家族等に周知を図った。

令和3年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

「うみねこ塾虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、万が一、虐待が発生した場合に、迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するための体制を整備した。

また、権利擁護に対する意識を高めるため、職員研修を実施した。

令和3年度虐待受付数 0件

○第三者委員

松 井 敬 子 (八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長)
平 間 恵 美 (NPO法人はちのへ未来ネット代表理事)
石 藤 奈保子 (八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員)

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価するとともに、利用者・保護者のニーズや要望を把握するため、保護者評価を実施することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもと、施設独自及びいちい寮との合同防災訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、安全確保に努めた。
- (3) 遊具の安全点検を十分行うとともに、正しい遊び方や使用方法について指導した。
- (4) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもと、施設独自及びいちい寮との合同不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努めた。

7 地域との交流等

(1) 地域との交流・連携等

感染症の予防に留意しながら、地域イベント等の活動に参加した。

(2) 地域における公益的な取組

障害児への接し方等に悩む家族に対応するため、広報誌や面談等を通じて、療育に関する情報提供を行った。

8 業務体制（定員10人）

○人員に関する配置基準

基準合計	管理者	児童発達支援管理責任者	保育士 児童指導員
4	1	1	2

○職員配置

配置合計	管理者兼 児童発達支援管理責任者	児童指導員	児童指導員補助
6	1	3	2

9 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約者数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19
利用者数	160	145	171	159	150	122	170	165	163	149	138	137
利用率(%)	80.0	72.5	85.5	79.5	75.0	61.0	85.0	82.5	81.5	74.5	69.0	68.5

※利用率＝月利用者数÷20日×10名

※コロナ感染対策による休業期間：9月14日～16日、2月21日～22日、3月7日～9日

い ち い 寮

〔施設の種類〕	障害者支援施設
〔定員〕	60人
〔障害福祉サービスの種類〕	生活介護、施設入所支援
〔所在地〕	八戸市大字松館字在家山谷19番地3
〔建設年月日〕	昭和55年4月1日
〔事業開始年月日〕	平成20年4月1日
〔施設の概要〕	敷地 5,057.00 m ² 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 1,962.68 m ² 附属建物 倉庫ほか 361.51 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、入所者一人ひとりの意向、障害の特性等心身の状況に応じて障害福祉サービスを提供し、充実した自立生活の実現に努める。
- (2) 隣接する放課後等デイサービス事業所「うみねこ塾」と連携を図りながら、地域に根差した障害福祉サービスの充実を図る。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
昨年度の新女性棟完成による入所者の生活環境の変化に対応するため、施設全体の業務マニュアルから男女各棟のマニュアルに変更し業務の標準化を図る。	各種マニュアルを見直し、生活支援全般に関するマニュアルについては、男性棟、女性棟の実情に沿ったものに変更するとともに、「行動規範」「人権擁護」「医療・健康管理」「事故・災害」に関する各種マニュアルの内容を更新した。 また、一昨年度より導入した「利用者支援・業務管理システム」について、その使用方法等をマニュアル

	化した。
コロナ禍においても、入所者に充実した生活を送ってもらうため、感染予防と対策を十分に講じた新たな形での行事を実施する。	8月の親子レクリエーションは屋外の開催とし、町内会にも周知した上で打ち上げ花火を実施した。 また、11月のいちい寮祭では、保護者の参加や外部出店を見合わせ、職員が趣向を凝らした余興や模擬店を企画し、入所者からも好評であった。 その他の行事についても、密や多人数、長時間の開催は避け、基本的な感染対策を講じながら、可能な限り実施した。
グループホーム利用者の重度高齢化が進む中、介護レベルに応じた支援につなげるため、新たなアセスメントシートを作成し利用者の心身の状況を的確に把握する。	アセスメントシートを見直し、利用者の望む生活や課題を洗い出し、対応レベルを明確化した。 また、見直し後のアセスメントシートを職員間で確認し、利用者の状況把握に努めた。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 主に金銭管理の難しい方へ成年後見制度を薦め、入所者の基本的人権及び保障されるべき権利を擁護した。
- ② 一人ひとりの能力・特性を理解し、ADLにおいて個々のレベルに合わせた支援を行った。
また、毎月支援会議等で状況把握・課題整理を行い、入所者の生活の質の向上に努めた。
- ③ 作業活動においては、入所者の特性に合わせて空き缶の仕分けや潰す作業を行い、持続力と責任感を培うよう努めた。また、女性入所者を中心におむつや雑巾縫いなどの裁縫を行った。
- ④ 教養の習得を目的に、茶道教室や生け花教室を開催した。
また、コロナ禍で帰宅等の制限を設ける中、週末を中心にドライブ外出を行い、入所者の情緒の安定を図った。
- ⑤ 毎月、自治会を開催し、施設運営に入所者の意向を反映させるとともに、入所者間の親睦を深め、自主自立の精神を持って活動し、実りある生活が送れるよう努めた。

(2) 給食管理

- ① 外部委託業者と連携し、安心、安全かつ栄養バランスのとれた給食を提供した。
- ② 毎月外部委託業者を交えた給食会議を開催し、入所者の嗜好及び意見を把握することで、献立の充実を図った。
- ③ 行事、季節に応じた献立を工夫するなど、魅力ある食事の提供に努めた。

3 健康管理

- (1) 入所者の健康状態を観察・把握し、健康診断や諸検査を定期的実施したほか、嘱託医及び家族と連携を図りながら、生活習慣病や感染症疾患等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努めた。
- (2) 常に身体の清潔に留意し、週3回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴サービスを提供するとともに、シャワーを希望する入所者へは随時提供した。また、口腔ケアの充実、手洗いや手指の消毒を徹底させ、清潔の保持に努めた。
- (3) 内部研修等で職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、入所者に対する保健支援と衛生的な環境の維持に努めた。
- (4) 入所者の急変に対応できるよう、救命講習(AEDの使い方)を行い、職員の意識並びに技術の向上に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、入所者及び家族等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、前年度に引き続き第三者委員への報告会（現況報告、情報交換等）を実施した。

令和3年度苦情受付数 0 件

(2) 虐待防止

「いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、万が一、虐待が発生した場合に、迅速かつ適切に対応し、入所者の人権を保護するための体制を整備した。

また、「緊急やむを得ない場合の拘束に関する同意書」について、内容を精査し、健全な支援に努めた。

令和3年度虐待受付数 0 件

○第三者委員

平 間 恵 美（NPO法人はちのへ未来ネット代表理事）

松 井 敬 子（八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長）

石 藤 奈保子（八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員）

5 施設サービス評価

入所者が、個人として尊重され、健康で豊かな生活を送れるよう、施設が行うサービスについて自己評価し、改善すべき課題を明確にした。

6 安全管理

(1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署の指導のもと、いちい寮独自に防災訓練を実施したほか、うみねこ塾との合同防災訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。

(2) 事業継続計画（BCP）については、年度初めに各職員の理解を深めるための研修を行った。また、災害時用の備蓄品の確認・補充も随時行った。

(3) 入所者の所在不明や交通事故等を防止するため、状況把握を十分に行い、安全確保に努めた。

(4) 不審者の侵入に備え、警察署の指導のもと、うみねこ塾との合同不審者対応避難訓練を実施し、施設間の連携と防犯意識の向上に努めた。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、ボランティアの受入れを行わなかった。

(2) 実習生の受け入れ

実習生所属機関名	実 習 内 容	期 間	人数
八戸東高等学校	介護体験	8 月 1 日	2
八戸学院大学短期大学部	施設実習	1 月 24 日～2 月 3 日	2
合計			4

(3) 地域との交流

8 月 12 日の親子レクリエーションとして、町内会に周知した上で打ち上げ花火を実施した。

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金 額	受領年月日
匿名	入所者のため	1,000,000 円	令和3年11月30日

八戸市中央卸売市場協力会	みかん リンゴジュース シクラメン	1箱 60本 1鉢	—	令和3年12月17日
--------------	-------------------------	-----------------	---	------------

9 業務体制（定員 60 人）

○人員に関する配置基準（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条）

基準合計	施設長	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	理学療法士	作業療法士	嘱託医
23	1	1	20				1

○職員配置

配置合計	施設長	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	用務員
51	1	1	40	1	1	1	(2)	4

※（ ）は委託

10 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

○年代別状況

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	0	5	5	8	8	4	1	31
女性	1	2	4	3	7	7	2	26
合計	1	7	9	11	15	11	3	57

○障害支援区分別状況

区分	未判定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
男性	0	0	0	0	2	7	22	31
女性	0	0	0	0	6	7	13	26
合計	0	0	0	0	8	14	35	57

いちい寮〔短期入所事業〕

〔定員〕 2人
〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

(1) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期入所（原則月7日）を

必要とする障害者等に対し、入浴・排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。
(2) 利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、必要な支援を適切に行う。

2 利用者の処遇

(1) 生活支援等

入浴・食事・排泄等一人ひとりの利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを提供した。

(2) 給食管理

利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士が作成した献立表に基づき提供した。

(3) 相談及び援助

利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言を行った。

3 健康管理

利用者の健康に配慮するとともに、定時にバイタルサインチェックを行う体制の確立及び非常時における家族との連絡体制の強化を図った。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

いちい寮同様に、「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0 件

(2) 虐待防止

いちい寮同様に、「いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、万が一、虐待が発生した場合に迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和3年度虐待受付数 0 件

5 業務体制

いちい寮と共通のため省略

6 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

利用契約者数 30 名（男性 17 人 女性 13 人）

令和3年度新規契約者数 1 名（男性 0 人 女性 1 人）

7 利用状況（令和4年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延利用者数	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	2	2	26
延利用日数	16	16	16	20	20	19	25	24	29	23	23	6	237

※コロナ感染対策による休業期間：3月9日～31日

いちい寮〔共同生活援助事業〕

〔所在地〕 ハウス元気アップ1 八戸市大字是川字新田 17-16
八重坂市営住宅A 1 棟 13 号・14 号・19 号・20 号
ハウス元気アップ2 八戸市大字是川字新田 14-1

〔定 員〕 ハウス元気アップ1 6人
 ハウス元気アップ2 6人
 〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者の身体及び精神の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
- (2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

(1) サービス内容

①共同生活援助計画の作成

生活の場や職場等の環境を考慮し、包括的な援助計画を作成した。

②利用者に対する相談

職場における不安や悩みについて傾聴し相談に応じた。

③食事の提供

個々の嗜好に合わせ、世話人による1日3食の食事を提供した。

④健康管理及び金銭管理の援助

健康管理については、日常的な体調管理指導の他、体調不良時の通院付き添いを行った。

また、金銭管理については、日々の小遣いの使用方法について、レシートを活用し、計画的にお金を使うよう助言した。

⑤余暇活動の支援

休日にショッピングセンターでの買い物に同行した。また、日帰り旅行やレクリエーション等を実施した。

⑥緊急時の対応

非常時には、いちい寮のバックアップ職員が対応できるよう体制の強化を図った。

⑦職場等との連絡及び調整

利用者が意欲を持って働けるよう、職場等との連絡及び調整を行った。

⑧その他日常生活に必要な援助

月2回以上の定期訪問を行い、居室や身だしなみの清潔保持について助言した。

また、物品購入や各種手続き等、利用者からの申し出を受けて必要に応じ代行した。

⑨外部サービスの利用

居宅介護事業所と契約し、必要な時に必要なサービスを利用できるよう体制を整えた。

3 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

いちい寮同様に、「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、入所者及び家族等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、第三者委員への報告会（現状報告、情報交換等）を実施した。

令和3年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

いちい寮同様に、「いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、万が一、虐待が発生した場合に、迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和3年度虐待受付数 0件

4 施設サービス評価

個人として尊重され、利用者が健康で豊かな生活を送れるよう、事業所が行うサービスについて自己評価し、改善すべき課題を明確にした。

5 安全管理

- (1) 世話人とバックアップ職員合同による避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。
- (2) 事業所内の消防設備点検を実施し、万が一の火災発生時における被害拡大の防止に努めた。

6 年間行事の実施状況

月	日	行 事 内 容	場 所
7	18	(女性) レクリエーション	市内
8	8	(男性) レクリエーション	十和田方面
10	17	(男性) 日帰り旅行	階上方面
	31	(女性) 日帰り旅行	七戸方面
12	19	(男性) レクリエーション	市内
	26	(女性) レクリエーション	事業所内

※毎月1回行ったもの 自治会

7 業務体制

○人員に関する配置基準

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第208条)

基準合計	管理者	サービス管理責任者	世話人
4	1	1	2

○職員配置

配置合計	管理者	サービス管理責任者	世話人
4	[1]	[1]	(2)

※[]は兼務、()は委託、その他バックアップ施設いちい寮担当職員 男女各4名

8 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

○年代別状況

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男 性	0	0	0	0	1	4	1	6
女 性	0	0	1	2	0	3	0	6
合計	0	0	1	2	1	7	1	12

○障害支援区分別状況

区分	未判定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
男 性	2	0	0	2	2	0	0	6
女 性	4	0	0	1	1	0	0	6
合計	6	0	0	3	3	0	0	12

いちい寮〔特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成25年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス

等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。

- (2) 相談支援事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0 件

4 業務体制

○人員に関する配置基準

指定計画相談支援の事業（指定障害児相談支援）の人員及び運営に関する基準第3条及び第4条

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	相談支援専門員
[4]	[1]	[3]

※ [] は兼務

6 計画・相談等の状況（令和4年3月31日現在）

事業の種類	計画・相談	モニタリング	件数合計
特定相談支援（障害者）	28	91	119
障害児相談支援	0	0	0

いちい寮〔日中一時支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を提供するため、障害者等を一時的に受け入れ障害者等の日中における活動の場を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

- (1) 給食管理
利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士の作成した献立表に基づき提供した。
- (2) 生活支援等
入浴・食事・排泄等、一人ひとりの利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを提供した。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言を行った。

3 健康管理

利用者の健康に配慮するとともに、定時にバイタルサインチェックを行う体制の確立及び非常時における家族との連絡体制の強化を図った。

4 苦情への対応

- (1) 苦情への対応
いちい寮同様に、「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、利用者及び家族等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

- (2) 虐待防止

いちい寮同様に、「いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、万が一、虐待が発生した場合に、迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和3年度虐待受付数 0件

5 施設サービス評価

施設が行うサービスを自己評価してその水準を把握し、改善すべき課題を明確にして、サービスの質の向上に努めた。

6 業務体制

いちい寮と共通のため省略

7 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

利用者契約者数	21名（男性12名 女性9名）
令和3年度新規契約者数	1名（男性0名 女性1名）

8 利用状況（令和4年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延利用者数	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0	7
延利用時間	9	0	0	9	16	0	9	18	9	18	9	0	97

※コロナ感染対策による休業期間：3月9日～31日

長 生 園

〔施設の種類〕	養護老人ホーム
〔定員〕	50人
〔所在地〕	八戸市大字是川字狄森33番地
〔建設年月日〕	平成4年11月1日
〔事業開始年月日〕	平成21年4月1日
〔施設の概要〕	敷地 11,931 m ² 建物 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 2,948.96 m ² 付属建物 機械室 12.3 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 入所者がその能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、指導、訓練及び援助を行う。
- (2) 熱意及び能力を有する職員の育成に努め、常に入所者の意思と人格を尊重しながら、その立場に立った適切な処遇に努める。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。
- (4) 老人福祉を増進する事業を行う他の事業者との連携に努める。

【3年度重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
養護老人ホーム長生園の周知に努め、自治体との連携を深めることで、環境的・経済的に在宅で生活することが困難な高齢者の入所に繋げ、もって安定的な施設運営を図る。	「園だより」を措置市町村に送付するとともに、新たにホームページに掲載し、広く長生園の周知に努めたほか、施設見学者には、リニューアルしたリーフレットを用いて、長生園への入所手続きや入所後の生活などを分かりやすく説明した。八戸市と措置に関する協議や情報交換を随時行い連携を深めたほか、県内の養護老人ホームとの会議に出席し、入所に関する情報交換を行った。 これらにより、入所待機者が生じるなど、施設の安定的運営に繋がった。
全ての職員が、認知症に関する研修を受講し、専門的な知識及び技術を習得することで、認知症高齢者への適切な支援に努める。	令和3年9月には「認知症の程度に合わせた接し方とケア」を、12月には「認知症介護基礎研修」を受講するなど、全ての職員が個々のスキルに合わせた認知症に関する研修を受講した。 また、入所者の処遇を決めるために毎月開催するケース検討会議では、認知症や精神疾患がある入所者の状態や対応方法などを職員間で共有し、研修で得た知識等を基に、入所者の状態に合わせた適切な支援に努めた。
日常業務の業務改善を行い、食事の見守りや居室の掃除・整理整頓等の時間を確保し、入所者の生活支援の強化を図る。	複雑化している日常業務を、週、月、年単位に区別し、可視化することで、業務が管理しやすくなり、業務の効率化に繋がった。それにより、食事の見守りや居室の掃除等の時間を確保することができ、生活支援の強化を図ることができた。また、支援業務のあり方や見直しなどを話し合うため、新たに支援員会議を毎月開催したほ

	か、入所者への支援内容を共有するため、書類の保管場所をルール化するとともに、これまで分散されていた各種の情報をホワイトボードに一元化し、情報の漏れをなくするなど、支援が適切に行われるよう努めた。
--	---

2 入所者の処遇

(1) 生活支援

- ① 入所者の心身の状況及び有する能力に応じ、自立した日常生活を営むための処遇計画を作成し、その計画に基づき、入所者の状態に合わせた支援を行った。
また、心身状況等に変化がみられた場合などには、必要に応じて処遇計画を見直した。
- ② 入所者の介護ニーズに対応するため、併設の「ケアプランセンター長生園」や他の居宅介護支援事業所と連携し、必要なサービスが利用できるようサポートした。
- ③ 入所者の残存機能を整理した個別シートに基づき、生活リハビリを取り入れ、できることは自分で取り組めるように支援した。
- ④ 下肢筋力アップ運動、ロコモ体操、コグニサイズ等を実施し、入所者の身体機能の維持・向上及び認知症予防に努めた。
- ⑤ 認知症に関する研修に積極的に参加し、認知症の専門的知識と技術の習得に努め、知り得た情報を職員間で共有し、認知症の入所者への適切な支援に努めた。
- ⑥ 聴覚障がい者に対する理解と知識を深め、手話やジェスチャーを交えてコミュニケーションをとった。
- ⑦ 定期的に電話や手紙等で入所者の状況等を家族へ伝え、緊急時等の連絡・協力体制の確保に努めた。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の流行のため、入所者の家族を園内行事に招待し交流を図ることはできなかったが、行事に参加した入所者の感想等を家族へ電話や手紙で伝えた。
- ⑨ 高齢化等に伴う身体機能の低下が著しい入所者については、家族と連絡をとり、介護保険施設への移行申請等の助言、支援を行った。
- ⑩ 地域文化教室や手芸教室、ボッチャ大会、オンライン映画上映会などのレクリエーションを実施し、余暇活動の充実を図った。
- ⑪ 園内菜園での野菜作りや園芸作業を実施し、入所者の生きがい作りに努めた。
- ⑫ おやつ作りを実施し、「つくる喜び」「できる喜び」「たべる喜び」を感じていただき、入所者の生活意欲の増進を図った。
- ⑬ 居室内の掃除や整理整頓、消臭、入所者の身体や着衣・寝具等の清潔保持に努めたほか、季節にあった服装や衣類調整を入所者に助言し、健康管理にも努めた。
- ⑭ 入所者の金銭管理については、預貯金を原則とし、現金での管理は避けた。
- ⑮ 入所者の通帳、印章については、本人からの依頼により園で保管した。
- ⑯ 新たに支援員会議を毎月開催し、支援業務のあり方や見直しなどを話し合い、入所者の支援強化に努めた。

(2) 給食管理

- ① 季節の食材、地元食材又は園内の菜園で採れた食材を使った料理、行事食、バイキング食などを組み入れ、入所者の食欲の維持・増進に繋がる献立作成に努めた。
- ② 入所者の健康状態に応じた栄養ケア計画書を作成し、栄養バランスの良い食事を提供することにより、入所者の健康維持に努めた。
- ③ 年2回の嗜好調査及び3食毎の残菜調査を実施し、入所者の嗜好に合った食事の提供と咀嚼状態に合わせた食事形態の改善を行った。
- ④ 身体機能の低下等により、自分で食事の摂取が困難な入所者に対し、状態に応じた介護用食器を取り入れることにより、自立性を高め、食べる事への意欲に繋げた。
- ⑤ 給食委託業者と定期的な会議を開催し、連携を密にすることにより、個別対応やソフト食

等、入所者のニーズに柔軟に対応した食事の提供に努めた。

- ⑥ 給食委託業者が発注する食材の品質管理を行い、入所者へ良質で安全な食事を提供した。
- ⑦ 食品衛生法に基づき、給食委託業者が行う HACCP に沿った衛生管理が円滑に実施できるよう、連携を密にし、安全な食事の提供に努めた。

(3) 環境整備

- ① 園敷地内の雑草を駆除することにより、園敷地内の生活環境の保全に努めた。
- ② 入所者が快適に入浴できるように、浴室の大掃除(カビ除去)を実施した。
- ③ 園内の大掃除を年2回実施し、清潔な環境の維持に努めた。

3 健康管理・疾病予防

- (1) 嘱託医による検診日には、入所者の健康状態の報告と相談を行った。また、かかりつけ医と連携し、疾病の早期発見と早期対応に努めたほか、必要に応じて医療機関への受診介助を行った。
- (2) 5月と11月に入所者の健康診断を実施し、健診の結果を嘱託医及びかかりつけ医へ報告し疾病の早期発見に繋げた。
- (3) 医療、看護等に関する外部研修に参加し、研修で得た知識を職員間で共有し、知識とスキルの向上に努めた。
- (4) 看護、介護、栄養面からの支援内容の共有を図り、入所者の良好な健康状態を維持するため、職員間で入所者の健康状態を共有するとともに、重篤な病状が発症した場合の対応が速やかに行えるよう随時話し合いを行った。
- (5) 入所者が利用するデイサービス事業所との連携を図り、入所者の情報を共有し、良好な健康状態の維持に努めた。
- (6) 入所者の与薬については、マニュアルに則り適切・確実に行った。また、定期的に職員間でマニュアルの確認を行った。
- (7) 入所者に対し、医療面からの助言と指導を行い、熱中症の予防に努めた。
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大のため、歯科医師による口腔ケア講話会は実施しなかったが、入所者に対する口腔ケア指導は継続して行い、口腔ケアの重要性についての理解を深めた。
また、入所者の口腔ケア、咀嚼、嚥下についての研修を実施し、食べる機能の維持向上に努めた。
- (9) 新型コロナウイルス感染症拡大のため、歯科検診は実施しなかったが、必要に応じ往診による入所者の歯科治療を行った。
- (10) 入所者の口腔内環境の改善を図るため、口腔ケアのアセスメントを実施し、アセスメントに基づき、口腔ケアを継続して実施した。
- (11) 口腔ケアや嚥下についての内部研修は実施できなかったが、食事中や口腔ケアの際に入所者に声掛けを積極的に行い、むせ込みや誤嚥性肺炎の防止に努めた。
- (12) 5月と11月に結核健康診断(検診車による胸部エックス線撮影及びポータブル撮影)を実施し、感染予防及び感染の拡大防止に努めた。
- (13) 入所者及び職員を対象に、インフルエンザ予防接種を実施した。
- (14) 感染症対策委員会を開催し、感染症及び食中毒の予防や発生時の対策について協議した。その内容について、職員が情報共有できるよう周知に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、入所者及び家族等への周知を図った。
第三者委員に対しては、前年度に引き続き、書面による現況報告等を実施した。

令和3年度苦情受付数 0件

○第三者委員

下 舘 敏 (風張町内会長)

野 澤 壽 代 (是川地区民生委員主任児童委員)

前 田 恵美子 (長者地区天狗沢・番屋・鴨平・土橋民生委員)

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

「長生園虐待防止委員会設置要綱」及び「長生園身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、虐待防止委員会を開催したほか、自己評価を実施し、入所者の心身の安全と人権の保護に努めた。

5 施設サービス評価

- (1) 入所者を個人として尊重し、常に入所者本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。
- (2) 八戸市による社会福祉施設指導監査（書面監査）が実施され、監査の結果、指摘事項はなかった。

6 安全管理

- (1) ボイラーや空調機器、ナースコール、消防設備等施設の設備機器について、委託業者による保守点検や自主点検を行い、不良箇所の早期発見に努め、適切な修繕等を施した。
- (2) 手すりや椅子等備品の定期点検を行い、入所者が快適かつ安全に生活できる環境を整えた。
- (3) 全ての職員が危機管理マニュアルを熟知するとともに、適宜見直しを行い非常時には適切に対応できるよう努めた。
- (4) 地震発生の対応マニュアルに基づいた防災訓練の計画をたて、訓練を年1回実施した。
- (5) 土砂災害・風水害発生時の対応マニュアルに基づいた防災訓練の計画をたて、年1回の訓練を実施した。
- (6) 火災に関する防災訓練の計画をたて、夜間を想定した訓練を含め年2回実施した。
- (7) 3日分の非常食(食糧と水)、衛生用品及び防災セットを備蓄し、非常災害に備えた。
- (8) 栄養士及び厨房職員を対象に、毎月の検便(赤痢菌、腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌)と、10月から3月までの6か月間は、ノロウイルスの検便を実施し、食の安全確保に努めた。
- (9) 感染症対策委員会で作成した年間スケジュールを基に、職員・入所者・厨房職員に対して、新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス・食中毒等の感染予防について研修を行った。
- (10) 新型コロナウイルス・ノロウイルス等の感染症予防や発生時の感染拡大防止のため、衛生用品を備蓄して適切に管理した。
- (11) 「長生園事故発生の防止及び発生時の対応の指針」に基づき、事故防止委員会及び事故評価会議を設置するとともに、研修を受講した安全対策担当者を置き、事故防止に努めた。事故評価会議では、安全対策担当者が中心となって再発防止策案の検討及び再発防止策の評価を行い、それを基に事故防止委員会で事故原因の分析、再発防止策の検討、職員への周知を行った。

7 地域貢献・地域との交流等

- (1) ボランティアの受入れ 実績なし
- (2) 実習生の受け入れ

義務教育教員免許志願者に対する介護等体験の学生を1名受け入れる予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった。

(3) 地域との交流・連携等

○是川・中居林地区の介護予防教室

月	日	実 施 内 容
11	20	石手洗地区介護予防教室(石手洗生活館) 講師として職員を派遣

○地域との交流

月	日	内 容
7	23	是川あおぞら市・よろず相談ブース窓口
10	18～22	青森県立八戸商業高等学校製作アプリへの協力 (高齢者とのコミュニケーションツール「介護従事者向けアプリ」に関する事前アンケート及び試作アプリの高齢者の意見聴取)

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金 額	受領年月日
匿名	八幡馬 2 体	—	令和 3 年 8 月 12 日
八戸南ロータリークラブ	現金	10,000 円	令和 3 年 9 月 7 日
富士産業(株)	薬用入浴剤 15 箱	—	令和 3 年 9 月 17 日
田中 豊	バーベキューセット一式	—	令和 3 年 10 月 18 日
中村 義道	柿 5 箱	—	令和 3 年 11 月 1 日
富士産業(株)	薬用入浴剤 15 箱	—	令和 3 年 12 月 24 日

9 業務体制

○人員に関する配置基準（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 12 条）

基準合計	施設長	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医
11	1	1	1	1	3	1	1	1	1

○職員配置

配置合計	施設長	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医
16	1	1	1	1	7	2	1	1	1

10 入所者の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
入 所	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3
退 所	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	3	1	8
現員数	50	49	49	49	50	50	50	50	50	49	46	45	
入所率 (%)	100	98	98	98	100	100	100	100	100	98	92	90	平均 98

長 生 園〔老人デイサービス事業〕

〔事業所名〕	長生園デイサービスセンター
〔定員〕	18人
〔事業開始年月日〕	平成10年4月1日 デイサービス事業開始 平成28年4月1日 指定地域密着通所介護事業 平成28年10月1日 通所型サービス事業(介護予防通所介護相当)

1 事業運営の基本方針

- (1) 要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じて自立した日常生活が継続できるよう、必要な世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持を図る。
- (2) 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

【3年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
介護報酬の改定を契機として、増加している認知症高齢者への対応及び自立に資する機能訓練等の強化が図られるよう、介護サービスの提供体制を整備する。	認知症介護の専門職員を養成する「認知症介護実践者研修」を受講したほか、オンラインで「認知症の程度に合わせた接し方とケア」を受講するなど、適切な認知症介護が提供できる体制づくりに努めた。利用者が在宅で自立した生活を継続することができるよう、「個別機能訓練計画書」を作成し、訓練を実施したほか、3か月毎に訓練の実施状況を踏まえた評価を実施し、利用者の心身機能の維持向上に努めた。
全ての職員が、利用者の心身の状況に応じた適切な介護サービスが提供できるよう、知識や技術を習得するとともに、入浴や排泄介助マニュアル等の随時見直し、介助に係る意見交換会の開催などにより、サービスレベルの均質化に努める。	毎朝のミーティング時に、利用者の介助に関する留意点等を確認するとともに、利用者の情報や身体状況の変化などについて、職員間で情報を共有した。このほか、入浴や排泄、食事、送迎のマニュアルを4月と9月に見直し、マニュアルを職員間で共有することなどにより、サービスレベルの均質化に努めた。
利用者や職員の地域参加を図るとともに、園内行事への地域住民の招待などを通じて、地域との交流を促進する。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、園内行事の参加者を制限したり、地域行事が開催されなかったりしたため、地域との交流事業は実施できなかった。

2 利用者の処遇

(1) サービス内容

- ① 営業日 月曜日～土曜日（日曜日・12月31日～1月3日は休業）
- ② 営業時間 午前8時15分～午後5時
- ③ 提供時間 午前9時30分～午後3時30分（12月～2月は午後3時まで）
- ④ 利用料 指定地域密着型通所介護事業等、法定代理受領サービスの利用者は、介護保険負担割合証に定める割合の額（1割、2割又は3割）
- ⑤ 食事代 550円／日
- ⑥ レクリエーション費用及びクラブ活動費等 各自実費負担

(2) 実施状況

①介護サービス

介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画書」に基づき、「地域密着型通所介護計画書」

などを作成し、利用者や家族のニーズに応じた介護サービスを提供した。全ての職員が利用者を適切に介助できるよう、入浴、排泄、食事の個別ケアマニュアルを作成したほか、毎朝のミーティングにおいて、利用者の介助に関する留意点等を確認し、心身状況に応じた介護サービスを提供した。

また、3か月毎に、「機能訓練実施報告書」を居宅介護支援事業所へ提出するなど、介護支援専門員との情報共有を図ったほか、送迎時に家族と情報交換を行った。

②健康状態の確認

送迎時や来所時、様子がおかしいと感じたときなどに、利用者の体温、血圧測定等を行い、健康状態を確認したほか、受診状況や内服薬等の確認を行った。

また、家族及び居宅介護支援事業所と情報を共有し、体調不良の早期発見、早期対応に努めた。

③入浴サービス

利用者の状態に応じて一般浴、特殊浴槽、シャワー浴、清拭を使い分けるなど、身体に負担が掛からない安全・快適な入浴サービスを提供した。5月はしょうぶ湯、12月は柚子湯、3月はヨモギ湯を提供し、心身のリラクゼーションを図った。

④日常生活訓練

可能な限り居宅での日常生活が継続できるよう、入浴時の着脱動作や排泄動作等の訓練を行った。

また、必要に応じて自助具等を活用した訓練など、日常生活に必要な基本動作訓練を行った。

⑤給食サービス

新規利用時及び年2回の嗜好調査を実施したほか、食事の摂取状態を確認し、利用者の状態に応じた介護用食器や食形態で食事を提供した。

また、4月は花見弁当、7月は納涼お食事会を開催するなど旬の食材を提供し、食欲の維持増進を図った。

⑥送迎

車両の出発前点検を確実に実施し、車両の不具合の早期発見、早期対応に努めた。利用者の身体機能、自宅までのルート、注意事項等を確認し、身体に負担が掛からない送迎時間を設定するなど、利用者宅と施設間の送迎を安全に行った。

また、利用者の状態等を職員間で共有し、必要に応じて福祉用具を活用するなど、安全な乗降介助を行った。

⑦生活相談

利用者やその家族に対して、担当介護支援専門員と連携し利用者の状態に応じた介助方法等についての助言を行った。

⑧リハビリテーション・レクリエーション活動

楽しみながら体を動かすことができる軽体操を実施し、心身機能の維持向上に努めた。壁面制作やカレンダー制作等のほか、脳トレーニングを実施し、認知機能の低下防止に努めた。

スイカやじゃがいも等の園芸作業、干し柿づくり、おやつ作り、創作活動など季節を感じられる屋内レクリエーションを実施し、生活の質の向上を図った。屋外レクリエーションは、新型コロナウイルス感染症の影響により、初詣のみ実施した。

⑨口腔ケア

食事前の口腔体操を実施したほか、食事後の口腔洗浄を支援し、口腔機能の維持向上に努めた。

⑩機能訓練

対象となる利用者の「個別機能訓練計画書」を作成し、プログラムに基づいた訓練を実施するとともに、3か月ごとに評価を行うなど、持続的な訓練を実施した。

3 運営推進会議

(1) 運営推進会議委員

石 橋 恒 則 （八戸市立是川公民館館長）
水 越 裕 一 （是川地区社会福祉協議会会長）
後 村 武 久 （是川地区民生委員児童委員協議会会長）
大 坂 洋一郎 （利用者代表）
服 部 晃 子 （利用者家族代表）
高 奥 佳代子 （是川・中居林地区高齢者支援センター管理者）

(2) 開催日時・議題・出席者

新型コロナウイルス感染症対策のため、2回とも書面での開催とした。

開催日	議 題	出 席 者
5 月 19 日	(1) 利用者の状況及び活動情報報告について (2) 利用者・家族からの要望及び苦情について (3) ヒヤリハット・事故報告、職員研修について (4) 新型コロナウイルス感染予防対策について (5) 意見・要望について	石橋 恒則 委員 水越 裕一 委員 後村 武久 委員 大坂洋一郎 委員 服部 晃子 委員 高奥佳代子 委員 計 6 名
11 月 17 日	(1) 利用者の状況及び活動情報報告について (2) 利用者・家族からの要望及び苦情について (3) ヒヤリハット・事故報告、職員研修について (4) 新型コロナウイルス感染予防対策について (5) 意見・要望について	石橋 恒則 委員 水越 裕一 委員 後村 武久 委員 大坂洋一郎 委員 服部 晃子 委員 高奥佳代子 委員 計 6 名

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、利用者及び家族等に周知を図った。

第三者委員に対しては、前年度に引き続き、書面による現況報告等を実施した。

令和3年度苦情受付数 0 件

○第三者委員

下 舘 敏 （風張町内会会長）
野 澤 壽 代 （是川地区民生委員主任児童委員）
前 田 恵美子 （長者地区・天狗沢・番屋・鴨平・土橋地区民生委員）

(2) 虐待防止

「長生園虐待防止委員会設置要綱」に基づき、虐待防止委員会を開催したほか、虐待防止のための自己評価を実施し、利用者の心身の安全と人権の保護に努めた。

5 施設サービス評価

事業所が行うサービスについて、自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

(1) 施設の設備機器について、委託業者による保守点検や自主点検により、不良個所の早期発見に努め、適切な修繕等を施した。

また、シルバーカー等の福祉用具や簡易式ベッド、椅子等備品の点検を行い、利用者が安全に利用できる環境作りに努めた。

- (2) サービス提供前に、トイレの汚れ等、施設内の環境整備や福祉用具等の備品の安全確認を行い、利用者の事故防止に努めた。
- (3) 感染症対策委員会で作成した年間スケジュールを基に、職員・利用者に対して、食中毒・ノロウイルス・インフルエンザの感染予防に関するDVDを視聴させたほか、手洗い指導を計画的に行い、感染防止に努めた。
- (4) 利用者の送迎を安全に行うため、送迎車両の日常点検や定期点検整備を実施した。
- (5) 送迎時のルートや危険箇所等の状況把握とともに、送迎マニュアルの見直しを行い、職員間での情報共有や職員の体調確認などにより、事故防止に努めた。
- (6) 「長生園事故発生の防止及び発生時の対応の指針」に基づき、事故防止委員会及び事故評価会議を設置するとともに、研修を受講した安全対策担当者を置き、事故防止に努めた。

事故評価会議では、安全対策担当者が中心となって再発防止案の検討及び再発防止策の評価を行い、それを基に事故防止委員会で事故原因の分析、再発防止策の検討、職員への周知を行った。

- (7) 事故、災害等が発生した場合は、利用者の安全を最優先し、危機管理マニュアルに基づき、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な対策をとることとし、事故、災害等に備えた。
- (8) 地震、土砂災害・風水害発生時の対応マニュアルに基づいた防災訓練の計画を立て、避難訓練を行ったほか、地震に備え職員を対象とした訓練を行った。
- (9) 「消防訓練実施計画」を作成し、年2回の合同防災訓練を実施するとともに、防災に係るビデオ上映会を開催し災害時の対応や避難経路の確認を行った。
- (10) 3日分の非常食のほか、衛生用品を備蓄し、非常災害に備えた。
- (11) 個人情報の使用にあたっては、利用者やその家族等のプライバシーの保護に万全を期するため、個人情報保護法に基づき、利用者やその家族に対して利用目的を明確にし、同意書を得た上で必要最低限の範囲で個人情報を収集・使用した。

7 地域貢献・地域社会との交流等

- (1) ボランティア（八戸市シニアはつらつポイント会員）の受け入れ 実績なし
- (2) 実習生の受け入れ 実績なし
- (3) 地域との交流・連携等 実績なし

8 寄附の状況

実績なし

9 業務体制

○人員に関する配置基準

（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条・第21条）

基準合計	管理者	生活相談員	介護員	看護師	機能訓練指導員
5	1	1	1	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	生活相談員兼介護員	介護員	看護師 兼機能訓練指導員	事務員兼介護員
12	[1]	[3]	4	[3]	[1]

※ [] は兼務

10 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

(1) サービス別利用状況

区 分		計	月平均	1日平均	摘 要
延実施日数		275	—	—	〔延利用人員内訳〕 地域密着型 2,986人 82.3% 総合事業 643人 17.7%
延利用人数		3,629	302	13.2	
サービス別 利用人数	入 浴	3,415	285	12.4	
	給 食	3,629	302	13.2	
	生 活 指 導	3,629	302	13.2	
	健康状態確認	3,629	302	13.2	
	日常動作訓練	3,629	302	13.2	
送 迎		2,459	107	4.9	

※コロナ感染対策による休業期間：2月9日～3月20日

長 生 園 〔 居 宅 介 護 支 援 事 業 〕

〔事業所名〕 ケアプランセンター長生園

〔事業開始年月日〕 平成31年4月1日 指定居宅介護支援事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
業務内容や自己評価の結果等をホームページ等で情報発信するとともに、高齢者支援センター等を定期的に訪問し、認知度の向上に努め、新規利用者の獲得を目指す。	リーフレットやホームページ等を活用し広く情報発信するとともに、近隣の高齢者支援センターを毎月訪問し、事業所の周知に努めた。訪問先の高齢者支援センターからの介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の依頼は、積極的に引き受けたほか、以前担当した方の家族からの再相談、近隣住民や介護事業所からの依頼があり、新たに、要支援者4名、要介護者10名の利用者と契約することができた。
業務マニュアルを作成し、一定レベルのサービスの提供、トラブルの予防	苦情及び事故対応マニュアルを作成したことにより、事故等への対応方法が明確化、標準化され、利用者や家

及び事故等発生時の迅速な初期対応を可能とすることにより、利用者や家族との信頼関係の構築を図る。	族等に対し迅速かつ適切に対応できる体制が整備できた。
外部研修へ積極的に参加し、介護支援専門員としての専門性の向上を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響で開催される研修が減少し、受講できる研修が限られたが、介護支援専門員協会主催の研修やBCPセミナーなど、介護支援専門員の資質向上に寄与できる研修は、可能な限り受講した。

2 事業内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 介護予防サービス支援計画の作成
- (3) 他事業者及び関係機関との連絡調整
- (4) 要介護認定調査
- (5) 要介護認定の申請手続き及び更新認定の申請手続き
- (6) 介護サービスの利用相談及び情報提供

3 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

4 サービス評価

自己評価を実施するとともに、ケアマネジャーが毎月利用者宅を訪問してモニタリングを実施し、サービス評価を行い、質の向上を図った。

5 業務体制

合 計	所 長	管理者兼 介護支援専門員
2	[1]	1

※ [] は兼務

6 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険	21	22	22	22	23	24	24	23	23	24	24	25	277
予防マネジメント	8	9	10	11	11	12	12	12	13	14	11	11	134
認定調査	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	33

浩々学園

〔施設の種類〕	児童養護施設		
〔定員〕	30人（本園・分園）		
〔所在地〕	八戸市根城七丁目8番46号		
〔建設年月日〕	昭和47年3月31日		
〔事業開始年月日〕	平成21年4月1日		
〔施設の概要〕	敷地 3,564.19 m ²	鉄筋コンクリート造平屋建	
	延床面積 762.27 m ²	附属建物 物置 20.15 m ²	

〔分園の名称〕 分園型小規模グループホーム「そだちの木」
 〔入所児童数〕 6人
 〔所在地〕 八戸市根城八丁目8番39号
 〔事業開始年月日〕 令和3年11月1日
 〔施設の概要〕 建物 鉄筋コンクリート造2階建
 延床面積 216.51㎡（分園：1階の一部及び2階部分）

1 事業運営の基本方針

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行い、児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

【3年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
分園型地域小規模施設の開設に向けて準備を進め、こどもたちが安心して生活できる家庭的な分園の開設を目指す。	令和3年11月1日に、分園型地域小規模施設「そだちの木」を開園させ、男子中高生6人が新しい環境で生活することになった。家庭的な環境で、職員・児童ともに相手との距離が縮まり、今まで以上に親密なコミュニケーションをとることができ、少人数で意見が言える環境、自分でやらなければならない環境へ変化し、相手を思いやる気持ちや気遣う気持ちをもって生活していくことで自立へ向けて行動する姿が見られた。
分園型地域小規模施設の開設に伴い、本体施設の小規模化に向けた検討を行う。	今後5年間の小規模化かつ地域分散化について、検討を始めた。 また、今後求められる児童養護施設の高機能化や生活環境・設備について、職員会議で話し合った。
発達障害、精神的症状を抱える児童が増えていることから、これに対応する知識の獲得を目指し職員に計画的に外部研修を受講させるとともに、これらを共有するための内部研修、伝達研修を実施する。	「発達障害、精神的症状」についての内部研修では、精神保健福祉士の資格を持つ職員が講師となり、3回にわたって研修を行った。 また、児童相談所主催の研修において、効果的な指示の出し方を学び、その研修内容を、内部研修において職員へ報告し、支援に役立てた。
食品衛生法の改正に対応するため、給食業務について衛生計画を定める等 HACCP の手法に基づく衛生管理体制を確立する。	定期的に HACCP 会議を開催し、衛生管理の重要性を理解するなど、調理員の意識改革に繋げることが出来た。厨房内の設備を改修・新規購入し、HACCP に基づく衛生管理ができる環境を整備した。 また、食材搬入から料理提供までの作業工程を、視覚的に情報が判断できるように記録簿などを作成したことにより、適正な食品衛生管理のもと、安全な給食提供が出来た。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

① 衣料は、各自の状況により必要に応じて支給し、また、その補修洗濯に留意し、常に被服、

寝具、下着類の衛生的な着用に努めた。

- ② 生活指導については、規則正しい生活の習慣をつけられるように留意し、身体の諸機能、知能及び情操等の発達を促すとともに、将来自立した生活を営むことができるよう買物、調理実習などを経験させた。
- ③ テレビ、楽器、遊具、運動用具及び図書等を備え付けるほか、年中行事として、新型コロナウイルス感染防止に努めながら、夕涼み会、クリスマス会、その他レクリエーションなどを催して入所児の健全育成に努めた。
- ④ 学習指導員を配置し、入所児童の適性、能力等に応じた学習支援を行うとともに、職業指導について、児童の在籍する学校と連携し、適切な相談、助言、情報等の提供に努めた。
- ⑤ 児童相談所と連携して家庭との連絡調整を行い、家庭への一時帰宅など、段階を踏みながら親子関係の再構築を図った。また、一時帰宅時の様子や園内での様子を伝え合い、児童の生活環境の調整に努めた。

高校卒業を迎える児童に対しては、就職支援、住宅支援などの自立支援を行った。退所した児童についても、家庭訪問や電話相談等を行った。

(2) 給食管理

- ① 給食は、年に1回の嗜好調査を実施したほか、2週間ごとに季節の食材を取り入れた献立表の作成など魅力ある食事の提供に努めた。
- ② 厨房職員と栄養士が、定期的に会議を開催し、HACCPの手法に基づく衛生管理を円滑に実施することにより、安心、安全な食事提供に努めた。

3 健康管理

- (1) 常に身体の清潔に留意し、週3回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴させるほか、シャワーについては、随時使用させた。
- (2) 健康診断は、年2回内科検診、歯科検診を行い、異常がある児童については、医師の指示に従い受診させた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、前年度に引き続き、第三者委員への報告会（現況報告・情報交換）を実施した。

令和3年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、児童の人権を保護するための体制を整備した。

令和3年度虐待受付数 0件

(3) 子ども安心委員会

子どもたちの安心・安全な生活を保障するために、子ども安心委員会を年2回開催し、子どもの支援について助言をいただいた。

○第三者委員・子ども安心委員

小 松 史 明 (元保護司)

鈴 木 秀 世 (元浩々学園園長)

赤 石 和 枝 (元小学校校長)

5 施設サービス評価

- (1) 入所児童の健全育成のため、日常の生活指導・施設の機能等について自己評価し、改善すべき課題を明確にして、今後の施設運営の質の向上を図った。
- (2) より良い支援を提供するため、第三者評価を受審した。改善を求められる点については、令和4年度事業計画に反映させた。

6 安全管理

- (1) 施設・整備の自主定期点検と保守管理に努めた。
- (2) 消防計画に基づき、年2回の総合防災訓練と毎月1回の避難訓練を実施した。
- (3) 防災機器、厨房ガス器具などの定期点検、整備を実施した。
- (4) 警察官立会いのもと、刺股を使用した不審者対策避難訓練を実施した。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受け入れ

新型コロナウイルス感染防止のため、ボランティアの受け入れを中止した。

(2) 実習生の受け入れ

学生に行動記録を求めるなど学校と協力して感染予防に努め、保育士及び社会福祉士等の現場実習を受け入れ、福祉の人材育成に努めた。

実習生所属先	実 習 内 容	期 間	人数
仙台白百合女子大学	保育士	5月10日 ～ 5月21日	1
八戸学院大学	介護体験等	7月 5日 ～ 7月 9日	1
青森中央短期大学	保育士	7月26日 ～ 8月 6日	1
八戸学院大学	社会福祉士	8月 2日 ～ 11月 6日	1
八戸学院大学	社会福祉士	8月 2日 ～ 10月31日	1
八戸工業大学	介護体験等	8月16日 ～ 8月20日	1
岩手県立大学	社会福祉士	8月17日 ～ 8月27日	2
仙台こども専門学校	保育士	10月 6日 ～ 11月 2日	1
盛岡大学短期大学	保育士	11月22日 ～ 12月10日	3
八戸学院大学	介護体験等	11月29日 ～ 12月 3日	2
合 計			14

(3) 地域との交流・連携等

新型コロナウイルスの影響により地域行事の中止が相次いだ。学校、児童相談所との情報交換を行い、昨年度に引き続き関係機関との連携を図った。

月	日	内 容	場 所
5	10	情報交換会（八戸児童相談所・七戸児童相談所）	園内
6	8	社会的養護関係施設長会議	青森市
7	26	八戸児童相談所訪問調査受け入れ	園内
7	27	情報交換会（中学校）	根城中学校
2	21	情報交換会（七戸児童相談所）	園内
3	2	情報交換会（小学校）	根城小学校
	18	第2回情報交換会（中学校）	根城中学校
年 10 回		三水会（根城田面木地区青少年生活指導者協議会）	根城公民館

(4) 里親支援

○里親支援専門相談員を配置し、県内の里親及び里親会の支援に当たった。

里親委託対象児童支援 0 件

○里親支援園門相談員会議に出席したほか、里親への電話・面談にて相談業務を行った。

月	日	内 容	場 所
4	9	県南施設里親サロン（ぽかぽかサロン）	八戸市
5	14	県南里親サロン（ぽかぽかサロン）	八戸市

6	10	県南里親サロン（ぽかぽかサロン）	八戸市
7	9	県南里親サロン（ぽかぽかサロン）	八戸市
7	18	県南里親会親子レクリエーション	間木平グリーンパーク
10	4	県南里親サロン（リンゴ狩り）	八戸市
	7	研修打合せ	八戸市
	14	県南里親サロン（ぽかぽかサロン）	八戸市
	15	後期養育里親基礎研修	八戸市
	22, 28	後期里親登録前研修	八戸市
11	21	後期里親更新研修・養子縁組里親研修	八戸市
	11	県南里親サロン（ぽかぽかサロン）	八戸市
	23	県南里親相談員サロン（ニコニコサロン）	十和田市
12	9	県南里親サロン（ぽかぽかサロン）	八戸市
1	17	県南里親サロン（新年の集い）	八戸市

8 年間行事の実施状況

地域の新型コロナウイルス感染防止に努めながら行事を実施した。

月	日	内 容	場 所
5	24	530 運動	園内
6	13	学齢別グループ行動（幼児）	種差海岸
8	7	夕涼み会	園内
	21	児童福祉週間（幼児・小学生）	三沢航空科学館
11	7	収穫祭	園内
2	27	卒園式・卒園生を送る会	きざん八戸

9 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
日本パブリックリレーションズ研究会	絵本「なかなおり」	—	令和3年 5月10日
八戸ライオンズクラブ	文具券 1,000 円×24 枚	24,000 円	令和3年 5月19日
(株)シティーハウス 関下秀男	現金	100,000 円	令和3年 5月19日
フレーベル館	絵本 68 冊	—	令和3年 6月22日
イトーヨーカドー労働組合八戸沼館支部	現金	16,000 円	令和3年 8月16日
上村 靖助	商品券 1,000 円×100 枚	100,000 円	令和3年11月16日
穂積建設工業(株)	書棚	—	令和3年11月30日
	児童用書籍	—	令和3年11月30日
川村 和雄	現金	100,000 円	令和3年12月 1日
大山 修市	現金	100,000 円	令和3年12月 1日
(株)NTT ドコモ	現金ストラップ	50,000 円	令和3年12月 5日
	ストラップ	—	
(株)竹政工務店	現金	300,000 円	令和3年12月21日
吉田 裕	現金	15,000 円	令和3年12月21日
北ロータリークラブ	図書券 2,000 円×25 人分	50,000 円	令和3年12月21日
(株)フルタイムシステム	クリスマスプレゼント 24 人分	—	令和3年12月24日
(有)八戸サッシ工業	テレビ (40V34)	—	令和3年12月24日
	レコーダー (DBR-1010)	—	令和3年12月24日
根城 隆幸	現金	50,000 円	令和3年12月24日
岩波書店	本「サンゴは語る」	—	令和3年12月25日
山下 美実	現金	100,000 円	令和3年12月27日
匿名	現金	10,000 円	令和4年 1月18日

イトーヨーカドー労働組合八戸沼館支部	現金	18,000 円	令和4年 2月 1日
(株)サトー防災	非常用持ち出し袋	—	令和4年 3月 8日
東北遊技機商業協同組合	現金	100,000 円	令和4年 3月11日
中部遊技機商業協同組合	現金	50,000 円	令和4年 3月11日
和島の会 会長 和島 勇人 ほか	食材、菓子、遊具等	50 件	令和4年4月1日～ 令和4年3月31日

10 業務体制（定員 30 人）

○人員に関する配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 42 条）

基準合計	施設長	保育士 児童指導員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	調理員	嘱託医
15	1	7	1	1	4	(1)

○職員配置

配置合計	施設長	保育士 児童指導員（補助含む）	個別対応職員	家庭支援専門相談員	事務員	嘱託医	夜間専門員	（学習指導担当） 児童指導員	栄養士	調理員	用務員
26	1	9	1	1	1	(2)	2	3	1	4	1

※（ ）は委託

11 入所者の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

(1) 学年別状況

区分	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
男 子	1	1	4	4	10
女 子	3	5	3	3	14
合計	4	6	7	7	24

※退所児童 5 人

小 菊 荘

〔施設の種類〕	母子生活支援施設	
〔定員〕	16世帯	
〔所在地〕	八戸市根城五丁目4番9号	
〔建設年月日〕	昭和48年3月31日(移転)	
〔事業開始年月日〕	平成21年4月1日	
〔施設の概要〕	敷地 1,570.48 m ²	鉄筋コンクリート造2階建
	延床面積 1,104.72 m ²	付属建物 物置 54.00 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 母子を共に入所させ、その私生活を尊重しながら自立を促すため、家庭や稼働状況を踏まえながら就労、家庭生活、児童の養育に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
- (2) 必要に応じ地域住民や地域団体等との交流に努める。

【3年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
研修体制を整え、専門的知識を習得する。また、コロナ禍においてオンライン研修に参加できる環境を整える。	職員と面談を行い、経験年数やスキルに応じた個別研修計画を作成し、研修に参加させることにより、目的意識を持ち専門的知識の習得に努めた。 また、オンライン研修に参加するため、周辺機器を整備し、環境を整えた。
自立支援計画書の様式を見直し、入所者本人の同意を口頭だけでなく書面で明らかにする。また、特別なニーズを抱える入所者が増加していることから、個々のニーズに対応する具体的なプログラムを作成し支援の充実を図る。	自立支援計画書の内容をより具体的にわかりやすくした個別支援プログラムの様式を作成し、入所者に説明・同意を得た上で支援を行った。また、半年に一度プログラムを評価し、見直すことで、ニーズに沿った支援を行うことができるよう努めた。
老朽化した施設の危険箇所等の修繕に取り組んでいく。また、入所者が快適に暮らせるよう環境整備に努める。	入所者が快適に暮らせるよう、既存浴室の改修工事を行ったほか、老朽化による居室、公共部分の不具合のある個所を速やかに修繕した。
適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、回数、参加人数の見直しを図り、行事開催を目指す。	外出予定の行事は取り止め、施設内での行事を感染防止に努めながら実施した。施設内での行事も、少人数での実施や入所者全体での会食は取りやめたものの計画した行事は概ね実施できた。

2 入所者の処遇

(1) 母親への支援

- ① 自立に向けて、各種求人情報を提供するとともに、入所者の希望を考慮した就労支援を行った。
また、就職に有利となる資格取得についても助言し、奨励した。
- ② 職業安定所、児童相談所、家庭裁判所等の各種手続き、生活保護、各種手当の受給手続き及び低家賃住宅（公営住宅）入居等に関する助言を行った。
- ③ PTA、町内会行事等への参加を促した。
- ④ 母親が安心して求職活動や就労ができるよう児童の見守りを行い、心身と生活を安定させ

るための援助を行った。

(2) 児童への支援

- ① 成長期にある児童・生徒が、基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援を行った。また、宿題等を中心に学習支援を行った。
- ② 学習、生活面において問題を抱える児童に対して、母親や学校と連携し、個別支援を行った。
- ③ 体力向上及び自主性と責任感の成長を促進するため、スポーツやレクリエーションを行った。
- ④ 図書、DVD、スポーツ用品等の活用に努めた。

(3) 一時保護受託業務

青森県女性相談所、八戸市福祉事務所、八戸警察署及び他の母子生活支援施設等と連携を図った。（令和3年度実績 3件）

(4) 退所母子に対するアフターケア

退所母子の現状確認を行い退所後も絆を保ち、退所者の意向を尊重しながら各種相談に応じるなど、ケアに努めた。

3 健康管理

- (1) 嘱託医による健康診断、歯科検診を年2回実施し、異常がある者については、医師の助言を受け指導を行った。
- (2) 常に身体の清潔に留意し、毎日、時間を定めて入浴を提供した。
- (3) 食中毒及びインフルエンザ予防月間にはポスターを貼り出し、また常会等で呼びかけを行うとともに、予防接種について周知し、感染症予防に努めた。

4 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情解決受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みについて掲示し、常会等で制度を紹介するなど、入所者に対し周知を図った。

第三者委員に対しては、前年度に引き続き報告会（現況報告・情報交換等）を実施した。

令和3年度苦情受付数 0件

○第三者委員

川口 司（長坂保育園園長）

小渡 優子（八戸市根城地区東根城担当民生委員・児童委員）

5 施設サービス評価

施設が行うサービスに関して職員個々が自己評価を行い、改善すべき課題を明確にした。結果、入所母子への施設のルール説明の方法等に課題が見つかり、今後の課題とし取り組むこととした。

6 安全管理

- (1) 毎月1回、入所者の避難訓練を行うとともに、消火器やその他の防災設備について自主点検を実施した。また年2回、不審者対応訓練を行った。
- (2) 年2回、居室内安全点検を実施し、不良箇所について各世帯に注意喚起を促した。
- (3) 施設機能強化推進費加算の総合防災対策事業を利用し、警備会社と火災監視サービス及び非常通報サービスの委託契約を継続した。また、玄関に設置されたモニターカメラ、施設外周に設置したフェンス・防犯カメラで警戒を行う等、不審者侵入対策を行った。

7 地域貢献・地域との交流

(1) 実習生の受入れ

保育実習生を受入予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止とした。

(2) 地域との交流・連携等

月	日	内 容	場 所
4	11	学習ボランティア勉強会	施設内
5	9	こども会清掃活動	施設周辺及び近隣公園
		学習ボランティア勉強会	施設内
	30, 31	職員清掃活動	施設周辺及び近隣公園
6	13, 27	学習ボランティア勉強会	施設内
9	26	こども会清掃活動	施設周辺及び近隣公園
10	21, 25	職員清掃活動	施設周辺及び近隣公園
12	10	アルパジョン「サンタ号」	施設駐車場

9 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金 額	受領年月日
藤谷 真紗慧	衣類	—	令和3年 4月 15日
八戸ロータリークラブ	花壇用苗	—	令和3年 5月 15日
八戸赤十字病院	衣類	—	令和3年 7月 5日
(株)シティーハウス	現金	100,000 円	令和3年 7月 31日
葛西 浩子	幼児用スーツ	—	令和3年 8月 26日
ロクシタンジャポン(株)	消毒ジェル、化粧品	—	令和3年 9月 2日
匿名	衣類、玩具、本	—	令和3年 9月 11日
匿名	そうめん 19 袋	—	令和3年 9月 26日
東北電力(株)火力発電所	レトルト食品 96 食	—	令和3年 10月 19日
八戸赤十字病院	衣類、お菓子詰め合わせ	—	令和3年 11月 25日
道尻 浩助	クリスマスツリーほか	—	令和3年 12月 2日
紺野 広	クリスマスブーツほか	—	令和3年 12月 7日
匿名	玩具	—	令和3年 12月 8日
(株)アメニティ	ドライヤー	—	令和3年 12月 9日
匿名	お菓子詰め合わせ	—	令和4年 1月 7日
(株)サトー防災	非常持ち出し袋	—	令和4年 3月 9日

10 業務体制（定員 16 世帯）（令和4年3月31日現在）

○人員に関する配置基準（児童福祉施設最低基準第 27 条）

基準合計	施設長	母子支援員	少年指導員	調理員等 ※1	嘱託医 ※2	加算合計	個別対応職員加算	少年指導員兼事務員加算	入所児童（者） 処遇特別加算
6	1	2	1	1	1	3	1	1	1

※1 調理員等は調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

○職員配置

配置合計	施設長	母子支援員	少年指導員 (兼事務員)	調理員等 (少年指導員)	嘱託医 (内科・歯科)	用務員	加算合計	少年指導員	少年指導員兼事務員	用務員
10	1	4	1	1	2	1	3	1	1	1

13 入所者の状況

入所世帯数 12 世帯 30 名（令和4年3月31日現在）